

7 職員の服務の状況

服務に関する基本原則の概要

区 分	概 要
法令・職務命令遵守義務	職員は職務遂行するにあたって法令や上司の職務命令に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
営利企業の従事等制限	営利企業への従事等は制限されており、従事等をする場合には許可を受けなければなりません。